

パ技27-01  
平成27年4月3日

各 位

日本パーマネントウェーブ液工業組合  
技術委員長 井上潔

既承認品目におけるパーマネント・ウェーブ用剤の分離申請に添付する  
記載事項対比表記載例一部改正のご連絡

拝啓

平素は、当組合の運営に関し、ご理解・ご協力賜り深く感謝申し上げます。

さて、「既承認品目におけるパーマネント・ウェーブ用剤の分離申請に添付する記載事項対比表記載例」については、平成27年2月16日付の厚生労働省医薬食品局審査管理課長事務連絡の別紙で示されていますが、その後寄せられました事例等を反映し、今回当局のご指導を得て、別紙の通り一部改正致しましたので、ご連絡します。

なお、今回の分離申請は、分離申請モックアップにあります通り「記載整備が必要な事項に限り、通知等に準じた整備を行うことができる。」と限定されたものですので、記載整備の範囲は当該記載事項対比表記載例に示される<変更理由>に限定し、それ以外の記載整備については、他の一変申請や軽微変更届のあるときに併せて変更して頂きますようお願いいたします。

ご確認の上、「記載事項対比表」作成にご活用頂きますようお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

- ・既承認品目におけるパーマネント・ウェーブ用剤の分離申請に添付する記載事項対比表記載例  
(平成27年1月26日 一部改正：平成27年4月3日)

以上